

余裕期間制度に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な施工体制の確立を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

1. 用語の定義

この要領における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 余裕期間 受注者が労働者及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事着手日（以下「着工日」という。）の前日までをいう。
- (2) 実工期 着工日から工期の末日まで（実際に工事を施工するために必要な期間）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工事を合計した期間（契約期間）
- (4) 着工日 実際に現場において工事に着手する日
- (5) 工期末尾 契約期間の最終日

2. 余裕期間制度の方式

余裕期間の方式は、発注者が工事の着工日を設定した余裕期間制度「発注者指定方式」とする。

3. 余裕期間及び実工期

余裕期間：本契約締結日（議会の議決）から令和9年3月18日（着工日の前日）まで

実工期：令和9年3月19日（着工日）から令和10年12月18日（工期末日）まで

4. 余裕期間における技術者等の配置

- (1) 余裕期間内は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置を要しない。
- (2) 余裕期間内は、工事請負契約約款第11条に基づく現場代理人の配置を要しない。

5. 余裕期間内の準備等

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等については行うことができるが、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置など工事の着手と判断される準備等は行っていない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

6. 余裕期間内の現場管理

余裕期間内の現場管理は、発注者の責任において行うものとする。

7. 前金払

工事請負契約約款第35条に基づく前金払の請求は、着工日以降に行うことができるものとする。

8. 中間前金払

工事請負契約約款第35条及び小都市建設工事中間前金払取扱要領第2条に基づく中間前金払の要件において、工期とは実工期とする。

9. 工程表

工事請負契約約款第3条に規定する工程表については、余裕期間を記載して提出するものとする。

10. 補償期間

工事請負契約約款第5条に規定する契約の保証期間については、全体期間を満たすものとする。

11. CORINSへの登録

主任技術者等及び現場代理人の従事期間は、実工期をもって登録する。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

12. その他

本特記仕様書に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。